

令和7年度 第4回精華町入札調査監視委員会 議事録

日時	令和8年2月17日(火) 9時50分～10時53分
場所	精華町役場 5階 501・502会議室
出席委員	委員長 岩橋 威夫(副町長) 副委員長 木村 健司(事業部長) 委員 浦本 佳行(総務部長)、西川 和裕(総務部次長)、久保 正尚(住民部長)、田原 孝一(住民部次長) 澤田 和郊(健康福祉環境部長)、上野 明子(健康福祉環境部次長)、山本 勝己(事業部次長)、松井 克浩(教育部長)、今井 清(消防長)、塚田 寛(上下水道部長)
議事概要	1. 開会 2. 抽出案件の検証について 3. その他 次回抽出委員の選出(山本委員を選出) 4. 閉会
検証対象案件	令和7年10月1日～令和7年12月31日に契約締結された予定価格200万円以下の建設工事及び除草、剪定その他の工事に準ずる修繕案件に関する業務
抽出案件一覧	【①令和7年度 精華町防犯カメラ設置工事(その2)(危機管理室)】 【②令和7年度 精華町消防団第3分団第3部ポンプ庫下水道切替工事(消防総務課)】 【③令和7年度 柘榴浄水場府営水受水に係る既設管改造等工事(上下水道課)】
検証件数	建設工事等の案件から3件(随意契約3件) ※対象件数6件
委員会意見	委員会において、具申すべき特段の意見等はない。

議事	<p>●検証案件</p> <p>①令和7年度 精華町防犯カメラ設置工事（その2）</p> <table border="1" data-bbox="379 506 1437 1368"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 506 887 555">意見・質問</th> <th data-bbox="887 506 1437 555">回答等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 555 887 1368"> <p>・今回の対象外案件として、（その1）工事がある。こちらでは3台設置されているということだが、当案件と併せて、同期間に同種の工事を2本発注されたことになる。発注を分けられた理由は何か。</p> <p>・一般的に防犯カメラは、警察が設置してほしい箇所に設置するものと思うが、信号柱は警察管理の施設なのに、警察調整に時間がかかるものなのか。また、事実上の交差点カメラであり、警察事案等にも利用できるのではないか。</p> </td> <td data-bbox="887 555 1437 1368"> <p>（その1）工事の3台については当初予算計上分であり、こちらは、10月に契約しているが、信号柱に取り付ける案件が含まれており、警察との協議に時間を要した。このため、9月補正予算分の（その2）工事と非常に近接した時期の契約となってしまった。</p> <p>精華町において初めての信号柱への設置事例であったため、協議に非常に時間がかかった。警察も利用可能と思われるが、基本的に、防犯アドバイザーの意見を伺いながら、通学児童の多い場所に設置している。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>②令和7年度 精華町消防団第3分団第3部ポンプ庫下水道切替工事</p> <table border="1" data-bbox="379 1547 1437 1975"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 1547 887 1597">意見・質問</th> <th data-bbox="887 1547 1437 1597">回答等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 1597 887 1975"> <p>・業者選定理由について、今回のケースでは、参考見積の時点で、給水及び排水の両方の指定を持つ業者の中から選定する必要があった。業者選定の考え方は。</p> <p>・本来、資格要件を前提に参考見積を取る必要があったため、参</p> </td> <td data-bbox="887 1597 1437 1975"> <p>今回、業者は3部ポンプ庫の建て替えに携わった業者と、あとの2者については、ランダムに選定した。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		意見・質問	回答等	<p>・今回の対象外案件として、（その1）工事がある。こちらでは3台設置されているということだが、当案件と併せて、同期間に同種の工事を2本発注されたことになる。発注を分けられた理由は何か。</p> <p>・一般的に防犯カメラは、警察が設置してほしい箇所に設置するものと思うが、信号柱は警察管理の施設なのに、警察調整に時間がかかるものなのか。また、事実上の交差点カメラであり、警察事案等にも利用できるのではないか。</p>	<p>（その1）工事の3台については当初予算計上分であり、こちらは、10月に契約しているが、信号柱に取り付ける案件が含まれており、警察との協議に時間を要した。このため、9月補正予算分の（その2）工事と非常に近接した時期の契約となってしまった。</p> <p>精華町において初めての信号柱への設置事例であったため、協議に非常に時間がかかった。警察も利用可能と思われるが、基本的に、防犯アドバイザーの意見を伺いながら、通学児童の多い場所に設置している。</p>	意見・質問	回答等	<p>・業者選定理由について、今回のケースでは、参考見積の時点で、給水及び排水の両方の指定を持つ業者の中から選定する必要があった。業者選定の考え方は。</p> <p>・本来、資格要件を前提に参考見積を取る必要があったため、参</p>	<p>今回、業者は3部ポンプ庫の建て替えに携わった業者と、あとの2者については、ランダムに選定した。</p>
意見・質問	回答等									
<p>・今回の対象外案件として、（その1）工事がある。こちらでは3台設置されているということだが、当案件と併せて、同期間に同種の工事を2本発注されたことになる。発注を分けられた理由は何か。</p> <p>・一般的に防犯カメラは、警察が設置してほしい箇所に設置するものと思うが、信号柱は警察管理の施設なのに、警察調整に時間がかかるものなのか。また、事実上の交差点カメラであり、警察事案等にも利用できるのではないか。</p>	<p>（その1）工事の3台については当初予算計上分であり、こちらは、10月に契約しているが、信号柱に取り付ける案件が含まれており、警察との協議に時間を要した。このため、9月補正予算分の（その2）工事と非常に近接した時期の契約となってしまった。</p> <p>精華町において初めての信号柱への設置事例であったため、協議に非常に時間がかかった。警察も利用可能と思われるが、基本的に、防犯アドバイザーの意見を伺いながら、通学児童の多い場所に設置している。</p>									
意見・質問	回答等									
<p>・業者選定理由について、今回のケースでは、参考見積の時点で、給水及び排水の両方の指定を持つ業者の中から選定する必要があった。業者選定の考え方は。</p> <p>・本来、資格要件を前提に参考見積を取る必要があったため、参</p>	<p>今回、業者は3部ポンプ庫の建て替えに携わった業者と、あとの2者については、ランダムに選定した。</p>									

考見積を取るルールについて統一が必要。
 ・業者選定理由の中に、必須要件を明示することを確認事項とする。

③令和7年度 柘榴浄水場府営水受水に係る既設管改造等工事

意見・質問	回答等
<p>・1者随意契約の理由を確認したい。見積合わせをする時間がなかったのか。</p> <p>・他の業者ではできないということ、記載しておくべきであった。</p> <p>・設備を一式更新する時でない限り、競争性を適正に導入するタイミングがない。既に携わってもらっている業者に頼らざるを得ない状況について、今後、どう説明責任を果たしていくのが課題である。</p>	<p>当該業者は、北稲浄水場で同様の工事を実施したため、今回対応いただいた。緊急を要するため、同一業務として設計業務が省けるという事情があった。当工事は現場の工事だけでなく、中央監視制御システムとの連動が必要であったが、当該業者は、北稲浄水場において必要な改造も実施するなど既に基盤を熟知されておられましたので、そこをお願いしたのが実態である。</p>